

第三十八回 参議院通信委員会會議録第二十三号

昭和三十六年五月十一日(木曜日)
午前十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 新谷寅三郎君
松平 勇雄君
野上 元君

委員

植竹 春彦君
黒川 武雄君
柴田 榮君
鈴木 強君
永岡 光治君
山田 節男君
奥 むめお君

政府委員

郵政政務次官 森山 欽司君
郵政大臣官房長 荒巻伊勢雄君
郵政省郵務局長 板野 學君
郵政省経理局長 佐方 信博君
事務局側 常任委員 勝矢 和三君
会専門員

参考人

日本新聞協会 江尻 進君
官業労働研 岡井彌三郎君
究所理事長 東京商工会 五藤 齊三君
議所常議員 横浜市立 田島 四郎君
大学教授

本日の會議に付した案件
○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木恭一君) ただいまより開会いたします。

本日は郵便法の一部を改正する法律案について、参考人の方々より意見を聴取することになっておりますが、参考人の方々には御多忙中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。この際、それぞれの立場から忌憚のない御意見を拝聴したいと存ずる次第でございますが、ただ時間の都合もございますので、各参考人の御意見は約二十分以内で述べ願って、後刻各委員から質疑もあろうかと存じますので、またその際御発言願いたいと存じます。

それでははなはだ勝手ながら、御発言の順序は委員長に御一任願うことといたしまして、まず江尻進参考人より御発言願いたいと存じます。

○参考人(江尻進君) 私は新聞協会を代表いたしまして、利用者、特に第三種郵便物の利用者という立場から、若干意見を述べさせていただきます。

第三種郵便物は御承知のように、発足以来非常に安い値段で実施されてきているものでございますが、その理由は、新聞、雑誌というものが、社会公共性が非常に高いという立場からそういう政策がとられてきているわけでありまして、これは世界的に同じ取り扱いを受けているわけでありまして、それであるこの新聞、雑誌というものが公共性が高いというふうな

ことは、今さらここにどくと申し上げる必要はないわけでありまして、要するに民主政治を維持する上に欠くことができないところの社会的な機関であり、そういう社会的な使命を果たしているというに由来するといふように考えているわけでありまして、これがかりに普及しない、流通しないというふうなことになる、この民主政治自身が実施不可能になるといふような非常に大きな社会的な機能を果たしているというふうなところであります。

ありまして、ある意味において、これは社会的な政治機能を果たしている機関である、こういうふうな考えでいいだろうと思ふのであります。そういう立場から公共性というものを特に考えて、郵便政策というふうなことも考慮願いたいというわけでありまして、

それで、まあ前提として、新聞事業というものは公共的であり、かつ、利益のあがらない事業であるといふことをお考え願います。これは外部からごらんになりますと、いかにも景気がよさそうに見えるのであります。が、事業の収支計算、経営状態を分析したて見ますと、一般の事業よりはるかに悪い、もうからない事業であるといふこととござります。売上率と利益率あるいは投下資本に対する利益率、こういうふうなことを見ましても、非常に一般の事業よりも格段の差がある、景気の悪い事業なんでありまして、これは単に日本だけの現象でありまして、世界の共通した現象でござい

す。しかも歴年のこの状態が悪化しているという傾向を世界的にたどっておりまして、最近の例をいいますと、ニューヨーク・タイムズというなりつばな新聞でも、その利益率は一%に満たない、〇・三%というふうな利益率、日本におきましては、有力な新聞社においても、その借入金というものが数十億から百億というふうな金額にまで有力な社においても上っているといふような状態になってきているわけでございます。

ところで、この第三種の問題でございますが、新聞がなぜ第三種の郵便制度にたよっているかといふこととござります。この点については、まず新聞の配達の問題にちよつと触れなければならぬわけでありまして、新聞社は全国的に約二万の販売店を持ちまして、これを通じて読者に一々配達するといふのが原則になっていくわけでありまして、二万と申しますと、ちよつと一・六平方キロに一つの配達所が設けられていくというわけでありまして、ここを通じて大半の新聞は朝と晩、二回にわたって各家庭に送られていく。まあ余談にわたりますが、ある政治家が先日申しておりましたけれども、新聞を配達するといふようなことを考えずに、何か物を朝と晩一回ずつどっから自宅に持ってきてもらふというサービスをお願いした場合に、やはり配達するといふことは相当の仕事である。三百九十円といふような中でそれをやるといふことが、相当な負担であると

いうことはだれでも理解できるだろう、こういうことを言っておりましたが、まあそういうふうな制度をもって配達しているわけでありまして、しかし辺僻な土地、山村、漁村といふようなところになりますと、必ずしもこの平均率によって販売店が配置されていない。人口が密でないから経営上成り立たないといふことで販売店がないわけでありまして、特に北海道といふような地域におきましては、今の平均の約四十倍の広い地域に一つの店があるといふような状態、すなわち六十平方キロから七十平方キロに一つの店といふような状況で配達をしているわけでございます。そういう地域の人々はラジオとかテレビといふものもないとか、あるいは非常に閑さなといふ、あるいは、文化に非常に恵まれない地域の人々でありまして、その数がわれわれの計算によりまして、七十万前後といふほどたくさんの方がいるわけでありまして、これが七十万前後といふのは部数で言っているわけでありまして、一つ一つの部数を何人が読みますか、普通の平均家族五人といふふうにして、三百方から三百五十方といふような恵まれない人が、その郵送される新聞によって恩恵を受けているわけでありまして、しかし単にそういう地域では平均よりもずっと多く回覧して読むといふ人が多くいまして、それから、われわれの推定によりますと、もっと多くの五百万とか六百万といふような人がこれを通じて恩恵を受けて

おるといふふうになるんじゃないか、
 そういふ地域に対しては、新聞の販売
 店を設置できないという理由で、第三
 種の郵便物という形で郵政当局の施設
 を利用しまして配達をお願いしている
 わけでございます。でありますから、
 特に文化におくれた恵まれない人
 人に対する社会公共的な施設というふ
 うにわれわれは考えて、この第三種を
 利用しているわけなんでありまして、
 ところで、それなら一体普通の町で
 は、販売店が配って、そうしてその中
 に配達料金は入っているんじゃないか
 というふうな……。であるから山村に
 おいてもそういう負担を讀者にかけな
 いで、新聞社が負担したらいいじゃな
 いかと。御議論も出るかと思
 うのであります。今度の改正により
 まして二円ということになりますと、
 一カ月の郵税は六十円ということであ
 りますが、二円で送られる範囲は百グ
 ラムということになっております。

で、現在十六ページの新聞が出てい
 るわけでありまして、一日平均十六ペー
 ジずつ、それに少し重い帯封をつけ、
 かつ天気が悪くて湿気が多いというよ
 うなときになりますと、新聞紙が水気
 を含むというふうなことで目方も重く
 なる。百グラムがすれすれ、あるいは
 こえるというふうなことになります。
 そうなりますと、必ずしも常に二円で
 送られるかどうかという心配もござい
 まして、六十円以上の月に負担になる
 わけでありまして、場合によつては
 もっと高い値段になるわけでありま
 す。ところが販売店が新聞社からも
 らう配達その他の経費というものは、
 平均してみますと月に八十円程度に
 なっている。その八十円の中から六十

円以上の郵便料を販売側が負担する
 いうことになりますと、とうていこれ
 は経営として成り立たないから、そ
 ういふ地域に対しては新聞を送ることは
 やめてしまふというふうなことになる
 わけであります。また、讀者が郵税
 を負担するという制度は、ずっと以
 前から新聞の慣習としてやっておる
 わけでありまして、また最近では、
 公正取引委員会の出しておる命令に
 よりまして、特定の地域では配達料を
 新聞側が負担し、特定のところで
 は不正な取引方法であるということ
 で、法令的にも禁じられているわけで
 ありますから、これを一律に全国的に
 讀者負担という形にしているのが実情
 であります。こういふわけでありま
 す。文化におくれた人々に対するコ
 ミュニケーションの機関というふうな
 方法として、この郵送される新聞とい
 うものが非常に大きな役割を果たして
 いるということが言えるわけでありま
 す。それでありまして、われわれと
 いたしましては、基本的に、できるだ
 け安い料金をこの第三種というものに
 ついては設定していただきたいという
 ことであります。原則としては独立採
 算ということが郵便制度にとられてお
 るというところは十分に承知しているわ
 けであります。独立採算に、特にま
 た受益者負担というふうなことを強く
 言われるわけでありまして。しかば、
 こういふ恵まれない人々に受益者負担
 をさせるというふうになりますと、新
 聞というものはほとんど購読不可能と
 いうふうな状況になり、それでよろし
 いのかという問題があるわけでありま
 して、いろいろと公共的な目的から、

そういう意味で御考慮を願いたいとい
 うことがわれわれの立場でありまし
 て、これは単に技術的な問題じゃなく
 て、国の政治の問題であり、政策の問
 題であるというふうにお考え願いたい
 ということなんでありまして。
 それからもう一つお願いしたいこと
 は、目方の基準の重量の問題でござ
 います。基準の重量は百グラムというこ
 とが今回の案になっておりますが、こ
 れを制度的に見てみますと、その当時
 の一日分の新聞を送り得る重量という
 ことが大体重量の基準になつてい
 るのが伝統的なものであります。明治三十三年の
 法律改正の際に、それまで基準重量が
 十六匁というふうになつておりました
 が、その改正の際に、当時の新聞のペー
 ジ数がふえて参りまして、これが二
 十匁というふうに引き上げられており
 ます。現在の百グラムの基準というの
 は昭和十九年、戦争当時に、末期にき
 められた重量基準だと理解してござ
 います。その当時は新聞のページ数が極
 度に減つておりました。夕刊は廃止さ
 れております。朝刊が二四ページと
 いうのが平均したページであつたわ
 けであります。でありますから、百グ
 ラムという重量基準が、十分の一
 分の一の新聞が送れたわけであり
 ますが、その後御承知のような新聞の
 用紙統制が撤廃されて、現在では
 複雑な社会生活、政治生活というもの
 を十分に国民に伝達するためには、
 もっと多くの紙幅を使ひまして、われ
 われに課せられておる社会的機能を果
 たさなければいけないというわけで、
 ページが漸次ふえておりました。先ほ
 ど申しましたように、平均いたします
 と二十ページ前後というふうになつて

きておるわけでありまして。であります
 から、百グラムの基準というものは、一
 日分の新聞を送るというふうなことは実情
 には沿わないような状態になつてきて
 おるわけでありまして。もしもこれを厳
 重に実施いたしますと、二十ページの
 新聞は、今までの一円から一挙に四円
 の負担を課せられるというふうなこと
 になりますので、これはまことに実情
 に沿わないことになつてくるわけであ
 ります。そういう点についてもこの際
 十分御検討願いたいということを申し
 上げておきたいと思ひます。
 以上で私の口述を終わります。
 ○委員長(鈴木泰一君) ありがとうございます。
 次に、岡井彌三郎参考人より御発言
 願ひます。

○参考人(岡井彌三郎君) 岡井でござ
 います。
 ここに提案されております郵便法
 の一部を改正する法律案について意見
 を述べようというところでござい
 ます。この法案は、国民の生活に多かれ
 少なかれ影響を及ぼすところの幾多の
 改正事項を含んでおります。が、しか
 しながら、そのうち最も重要なもの
 は、料金引き上げの問題であらうかと
 思ひます。また、私どもも参考人として
 ここに御紹介になりましたのも、これ
 が主としてこの問題につきまして愚
 見を申し述べたいと思ひます。

初めにお断わりしておきますが、
 私はかつて郵政省の前身である逓信省
 に在籍したことがあるというだけで、
 格別郵便事業について知識、経験を持
 っておるわけではございません。従
 いまして、私の申し上げることは、

ただ少々ばかりこの事業に対して理解
 を持つておるとみずから認めておる一
 国民の感想としてお聞き取りを願ひた
 いのでございます。
 さて、およそ郵便料金のような公共
 料金の値上げは、それ自体が多かれ少
 なれ国民生活に影響を及ぼしますの
 みならず、ひいては他の物価の値上げ
 にも波及するおそれがあるという
 ことで、この値上げはできるならば避
 けた方がよろしい。もし上げるにいた
 しましても、よほど慎重に取り扱わね
 ばならぬということが一般にいわれて
 おります。私も全くその通りであると
 存じます。しかしながら、また一方に
 おきまして、郵便事業のように、郵政
 特別会計のワクの中で独立採算制がと
 られております以上、この独立採算
 制の是非につきましては、いろいろ議
 論もあらうかと思ひますが、ともか
 く現在独立採算制の建前であるかの
 ように思ひますので、私といたしま
 しては、その前提のもとにものを言
 うほか仕方がないのであります。と
 もかくといたしまして、郵便事業の独
 立採算制をとっている以上は、その収
 支は相償なわなければならないのであ
 りまして、もし総収入をもつて総支出
 をまかなうことができなくなりました
 ならば、ますます内部的に合理化、
 効率化によりまして、極力経費の捻出
 をはかるということはもちろん必要で
 あります。が、それでもなお足りない
 場合には、ある程度の利用料金の値上
 げをいたしまして、そうして事業の正
 常な運行をはかるということは、これ
 は当然許さるべき事柄であり、また、
 事業の管理者としては当然すべき責
 務であらうかと存じます。

ただ少々ばかりこの事業に対して理解
 を持つておるとみずから認めておる一
 国民の感想としてお聞き取りを願ひた
 いのでございます。
 さて、およそ郵便料金のような公共
 料金の値上げは、それ自体が多かれ少
 なれ国民生活に影響を及ぼしますの
 みならず、ひいては他の物価の値上げ
 にも波及するおそれがあるという
 ことで、この値上げはできるならば避
 けた方がよろしい。もし上げるにいた
 しましても、よほど慎重に取り扱わね
 ばならぬということが一般にいわれて
 おります。私も全くその通りであると
 存じます。しかしながら、また一方に
 おきまして、郵便事業のように、郵政
 特別会計のワクの中で独立採算制がと
 られております以上、この独立採算
 制の是非につきましては、いろいろ議
 論もあらうかと思ひますが、ともか
 く現在独立採算制の建前であるかの
 ように思ひますので、私といたしま
 しては、その前提のもとにものを言
 うほか仕方がないのであります。と
 もかくといたしまして、郵便事業の独
 立採算制をとっている以上は、その収
 支は相償なわなければならないのであ
 りまして、もし総収入をもつて総支出
 をまかなうことができなくなりました
 ならば、ますます内部的に合理化、
 効率化によりまして、極力経費の捻出
 をはかるということはもちろん必要で
 あります。が、それでもなお足りない
 場合には、ある程度の利用料金の値上
 げをいたしまして、そうして事業の正
 常な運行をはかるということは、これ
 は当然許さるべき事柄であり、また、
 事業の管理者としては当然すべき責
 務であらうかと存じます。

ところで、郵便事業におきましては、御承知のように、その料金が現在の料金改定にせられましたのは、大部分は昭和二十六年、一部は昭和二十七年でありまして、その後九年ないし十カ年というものがそのまま据え置かれております。その間に類似の公共事業、たとえば電気、水道、ガス、電信、電話、鉄道、こういったものは少なくとも一回以上値上げされております。また、一般物価も何割か上昇しております。それから、郵便事業に従事する職員の平均ベースも、少なくとも二倍以上にはね上がっておりますのじゃないかと思ひます。これは郵政事業の従事員だけではありません。一般の公共、国営事業あるいは民間事業も、それと同等あるいはそれ以上の上昇をしておるのであります。にもかかわらず、従業員の給与ベースも二倍以上にはね上がっており、その中で、とにかくにも郵便事業が十年間どうやらこうやらここまで忍んでやってきたということ、ある意味におきましては、まことに賞賛に値する事柄かと存じます。しかしながら、その結果どうなったかと申しますれば、年々郵政特別会計の収支のバランスがくずれて参りまして、ここ数年間は財源不足のために、局舎その他の施設におきまして、あるいは人員配置の面におきまして、ほとんど何らの見るべき施策が行なわれていないのでございまして、郵便事業の施設の悪さかげんを、従業員の能率、保健衛生、ひいては労働問題にまで密接な関係が及ぼして参ります局舎の問題を取り上げて申してみても、もちろんこれは先刻御承知のことと思ひますが、全国郵便局舎のう

ち、建ててから四十年以上たつておる局舎が普通局で七割、特定局では一四割、面積が狭くて事務上現に支障を来しておる局舎が普通局では六九割、特定局では五五割の多きに及んでおります。これはほんの一例でありまして、すべての物的施設、人的施設、みな右へならえであります。でありますから、これに伴ひまして業務のサービスもよくならうはずはなく、ある面におきましては、たとえば集配回数におきましては、いまだに戦前の状態に回復することができないようでありまして、いま、郵政御当局におかれまして、いよいよ料金引き上げの決意をされ、ここにその案をお出しになつたという事は、おそまきながら当然の措置として、私はこれに賛意を表するものであります。ただ、十年目の値上げといつたしましては、いささか遠慮が過ぎるのではないかと、かような気がいたします。郵政御当局では、この値上げ案によりまして、平年度八十九億円、本年度は七月から実施するといつたしまして六十九億円、六月実施としますれば七十四、五億円の増収額を見込んでおられるようであります。は、は、は、たしてこの程度の増収額をもつてしまつて、年々増高する人件費、物件費をまかないつづ、なおかつ、さきに申しましたような劣悪な、ないし著しく立ちおくれましたいろいろな施設の改善を行なつていく余裕、余力がはたしてあるのかどうかという事について、私は多大の疑問を抱かざるを得ないのであります。

かりに、本年度はどうやらこうやら収支のつじつまが合うといつたしまして、来年度以降におきまして、はたして収支のバランスがくずれることがないのかどうかということにつきましては、御当局といえどもおそらくは確たる御成算がないのじゃないかと、いふよりは、むしろここ二、三年すれば、また赤字に陥つ時代がやがてやつてくる。そして再び料金引き上げの問題を持ち出さなければならぬのではなからうかというふうな心配を内心なさつておるのではないかと、かように推察いたします。次第であります。ところが郵便料金のよきな公共料金は赤字が出たからと申しまして、すぐさま値上げをすべき筋合いのものではありません。少なくとも五年くらいは据え置きにすべきであるというのが常識になつていふべきであります。かれこれ考へてみますと、せつかくと申しますと、変です。は、は、は、この値上げにつきましても、ともかく十年目の値上げのことであり、ますます少しく幅を広くすべきではないか、かように考える次第であります。

それでは具体的にどういふふうな値上げの幅を大きくするかと申しますれば、それは昨年末郵政審議会が答申された案の通り、これによりまして、と、低料取り扱ひの新聞料金は、この案のよきに二円でなくして三円、それから農産物、これもこの案のよきな二円ですか、でなくして六円、それから年賀はがきも、これも現在の四円の据え置きでなくして、他の第二種一般と同じよきに五円にする、こういふふうな案になつておるはずであります。この案をなぜ御採用にならないで本案のよきなことになつたかと申しますれば、その詳しい事情は私ももとより存じませんが、聞くところによりまして、それは一般公共料金と同じよきに、政府の方針をいたしまして、値上げ率を二〇％に押さへる必要があつたからと、かようなことのように拝承しております。しかしながら、先ほど申しましたように、この十年間に少なくとも一回以上値上げをいたした他の公共料金と、十年間全く据え置きの郵便料金と全然同一に取り扱ひということ、は、は、は、不公平である。また、いわゆる正直者には、かを見させるのたぐいではないかと思ひます。従業員並びに事業に、かような目を見させないために、この際、多少二〇％の率をこえても、もう少し引き上げべきではないかと私は思ひます。具体的に申しますならば、新聞料金は二円じゃなくして三円、農産物種子は、これもまた据え置きじゃなくして六円、それから年賀はがきも、もちろん一般のはがきと同じよきに五円にせめてすべきではないかと考えます。新聞料金につきましては、先ほど他の参考人の方からお話がありましたけれども、私が考えますことは、かりにこの案の通り二円といたしまして、その取り扱ひ原価ははるかに割つております。取り扱ひ原価のうち直接費と間接費に分けまして、その直接費に不足らないのであります。いかに低料料金といえども、直接費だけは徴収すべきであるということが一般に認められた学説とでも申しまして、か、通説に於ておるよきに思ひまして、私はせめて三円にすべきであると思ひます。年賀はがきが現在四円になつておりますのは、戦後の特殊事情をいたしまして、利用勧奨の意味もありまして、特に四円としたよりであります。

が、今日におきましてはその必要性もほとんどなくなつたかのように思ひますので、料金体系の是正と合理化というふうな見地から申しまして、当然五円にすべきものであると存じます。料金の問題につきましては、そのくらゐにいたしまして、この法案には料金問題のほかに郵便物重量並びに容積制限の改正であるとか、災害時における無料はがきの交付であるとか、転送の場合における措置の改正であるとか、そのほかいろいろ利用者に関係を及ぼすような改正を含んでおるようであり、料金を引き上げながら利用者の不便になるような措置をとるとは、何ごとであるかといふような声も必ずやあるかと思ひます。国民感情としては、まことにごもつともな点であると思ひます。が、冷静に考へてみますと、この改正によりまして一般国民のこうむる不便とか不利益といふものは、さして大きなものではなくして、反面この改正によりまして、事業の負担は、それから従業員の労苦は著しく軽減され、その余力をもちまして全般的サービス改善のために振り向けよう、かような趣旨のようであり、私、私は、およそ事業といふものは経営者の努力だけでは決してよくなるものではない。そこに必ず利用者の協力というものが必要であるという見地に立ちまして、あえてこれらの改正案に全面的に賛成いたしたいと思ひます。以上で私の意見陳述を終わらさせていただきます。

○委員長(鈴木一君) ありがとうございます。次に、五藤三三参考人より御発言を願ひます。

○参考人(五藤賢三) 五藤でございます。

私は商工會議所におります立場から、この郵政問題につきましては全くのしろうとでございますので、一般の社会人といまして感じましたところを、難点などではございますけれども申し上げてみたいと思ひます。でございますので、大局的から考えまして、今回の郵便法一部改正によつて料金値上げ、改定が主として行なわれした結果、はたしてそれに対比するだけのサービス改善ができるだろうか、こういうことに対しての疑問について申し述べてみたいと存じます。

今回の要綱を拝見いたしまして、制度の改正と料金の改正とまあ二つになつておるように思ひますが、この制度の改正に關しましては、私はおおむね賛成を表するものでございませう。で、ことに高層建築物に郵便受箱を設置するということを法制化するという問題については、これは非常にけっこうであると思ひます。いな、むしろ諸外国に例を見ますように、二階建てでも一階建てでも、道路に面したその家の入口に郵便箱を設置すべきであるというふうに改められまして、まあそういうことを急速に実現するためには、国の一般の公衆に対する援助が必要でございまして、うけれども、そういうことによつて郵便受箱といふものを道路に面した家の入口に設置いたしまして、これによつて配達人の労苦を軽減し、配達能率の向上をはかるべきであると深く感じるわけでございます。で、まあいろいろのテクニクをお聞きいたしてみますという、日本の町名、番地等が非常に複雑であつて、配達が非常に非能率になる

のだといつたようなことを承ります。が、まあアメリカ等で行なわれておりますようなPOボックス・ナンバーといつたようなものが家の番地にかわりまして、これがきつめて整然とつけられるといつたようなことになりまして、ならば、今日の配達能率が一段と向上をいたしまして、配達遅延の解消に多くの成果を上げる結果になるのではないかと考えられる次第でございませう。

次に、料金改正の問題であります。これは全國民残りなく影響をこうむるものでございまして、何といつたしましても、物価値上りのムードを形成するといふ観点から、これは極々に看過することのできない問題ではなからうかと存するわけでありまして、十分慎重を期しておやうを願ふなければならぬのではないかと、こう思ひます。

で、案を拝見いたしまして、一種、二種の一般家庭に關係のありますものは、こういうことを考慮をせられまして据え置きにせられておるようでございますけれども、この方はどうかといひますと、一般家庭からの利用の数というものは比較的少ないのではないかと思ひます。であります。で、今回値上げの対象になつております三種、五種、ことに市内特別郵便物、ダイレクトメールといつたようなもの、並びに一般家庭にもある程度の影響のございします小包料金の大幅の引き上げといつたようなことから、間接的には國民經濟に相當の影響があることといひなめたいと思ひますけれども、こういう観点から総合的な物価対策を確立して、一般物価の値上りの不安を解消していただくような対策がぜひ

とも望ましい、こういうふうに考へる次第でございませう。

まあしかし、一面から拝見をしてみますといふと、過去十年の長きにわたつて、わが國戰後經濟の緩慢なインフレーションの進行の中におきまして、諸物価がことごとく高騰を続けております中で、郵便料金が長い間据え置かれておつた。その結果、今回値上げを必要とせられております種類のものでは、はなはだしいコスト割りになつてゐるといふ現状から考へますといふと、独立採算制の仕事でありますところから、前述のような國民經濟に及ぼしますところの影響を最低限度に食い止めるという考慮が払われての料金改定でありますならば、これは賛成せざるを得ないと思ひます。

ただ問題は、この料金改定によつて増収せられました収入によりまして郵便事業の設備の機械化を推進し、あるいはサービスの改善を確約することができ得るであらうかどうかといふことが問題点ではなからうかと思ひます。周知の通り、現在の郵便物の遅配——配達遅延は全く慢性化しておるようになつておる。いろいろの被害を及ぼしておることは隠れなき事実であると思ひます。

結果、注文品の積み出し時期がおくれまして、多額の違約金を取られた、これは直接の大きな被害だと言つてはよいおつたのであります。これはもとよりストに際会をして異常な遅延をいたしました特別の事例ではあらうかと思ひますけれども、一般的にも配達遅延がもう全く普遍化しまして、普通の業務用の書類といふものはほとんど配達を使わなければ、もう郵便の目的が達せられないのが今日の常識のようになつておるものであります。私どもの属してあります商工會議所からすぐ向かいのビルに手紙を出したら、その手紙が三日かかって向かいのビルに着いた、こういうたような事例もあるやうであります。全く普通の業務用の書類は迅速でなければ用をなさぬと、こういうふうになつてゐるのが現状であらうかと思ひます。それらのことから、郵政省としては、低料金の書籍、雑誌、印刷物等の郵便物が激増しました今日、これらの面から多くの赤字を出していることは容易に了解ができるわけでありまして、また一方におきましては、今申し上げましたような配達遅延の結果、多くの業務用書類が迅速でなければ用をなさぬといふことで、もう迅速を多く利用するといふことで、郵政省の配付せられておりますグラフを拝見いたしまして

も、この非常な赤字種類でありますところの書籍、新聞、雑誌等の印刷物の激増とはほとんど程度を同じくして迅速といふもののふえ方が異常な上昇を続けていることも事実のやうであります。この面では私はおそろしく郵政省が大きな赤字を出しているのではないかと思ひますのであります。この赤字と黒字と

どつちがどうだろつたといふことの疑問を私も持つておる次第であります。とにかく迅速利用者は今回の——現行料金でもすでに郵便料金の値上げをせられておるといふ、被害を受けておるといふ事実を考えなければならぬと、こういうふうになつてゐるものであります。事実郵政省の出しておられますグラフを拝見いたしまして、戦前と現在と比較いたしますといふと、郵便物の集配サービスといふものは、全く半分以上にサービスが低下してゐるといふことは、郵政省自身がこれを公表しておられるのであります。これをいかにして戦前並みに引き戻すかといふことが、國民生活の上に大きな期待を与えるものでなければならぬといふところではなからうかと思ひます。今回の料金改定によりまして、平年度八、九十億円の増収となることを承ります。一方におきましては、今回の従業員の給与ベースのベースアップによりまして、やはり平年度四、五十億円の人員費支出増が見られるといふふうに思ひますが、これにもしも現在まだ人手が足らぬといつたやうなことで、定員増加でもありませんならば、せつかく今度の料金改定による増収はほとんど人員費に食われてしまふ、こういう結果になりまして、サービスの改善といふものは一向事實上經濟的にできないのではないかと、こういうやうな心配を私もいたすものでございませう。

で、郵政省のグラフを拝見いたしましても、アメリカでも日本でも、郵政事業の総合経費中に占める人員費の割合がわずかに七〇％程度であつて、彼等の間に大差はない、こういうたやうなことを公表されておりますが、御

承知の通り、日本とアメリカとの経済基盤の違いから給与ベースを考へてみますと、ほとんどアメリカが九であり、日本が一である。九対一のような差でありますことは、もう皆さん御承知の通りであります。これから逆算いたしますと、人数の比率ではこれが逆に九対一、アメリカが一で日本が九といったふうに非常に非効率な操作が行なわれているのじゃないかというのをこのグラフの中からも感じ取る次第でございます。こういうことから考へますれば、何といたしまして郵政省がこのグラフで将来を期待しておられます。その一段の機械化の推進と、そして勤労意欲の上昇ということを考へませんならば、サービスの改善は期して待つべきではないかと、こういうふうに私も考へるものであります。この点に多くの問題点がひそんでおるのではないかと、私はそういうふうにお考へるものであります。聞くところによりますと、東京の区内の郵便局はおおむね配達区域を四十ないし八十くらいに区分をいたしまして、その一区に一人の配達人を使っておるというところでございます。やはり休日等がございまして、人員配置は大体一区に対して一・三人というふうな配置になっておるようでありますが、この配達人も勤務を続けておりますことによりまして、年功序列によりまして、五人に一人を二級職に登用をして、主任の称号を与えておるようでありますけれども、これは全く機械的だそうでありまして、ほとんどこれに責任を持たしていいない、こういうところに問題があるように聞いております。でありますので、この一つの区を担当して

る配達人が休暇をとりますという、その区の郵便物はその日は全く配達をせられないというのが現状だそうでありまして、ストの場合等に、あるいはどこその配達区は休めというような指令が出ますという、その郵便物が山積をする、こういうことが実情として起こっているようでありますが、これはよろしく二級職に登用いたした主任という者を、もう少し責任を持たせまして、この配達区を四区ぐらゐをまとめて主任に責任を持たす。そしてその四区の中で欠勤があれば、あるいはストで休んだ者があれば、その四区の中にある約五人の中で責任を持ってその日の配達を必ず完了するというような責任体制をとらすことが必要ではないか、これは郵便局の局長自身がそういうことを考へておるようであります。

○参考人(田島四郎君) 田島でございます。私は単なる学究でございます。まして、しかも専攻が簿記、会計でございます。従いまして、そういう点から、現在の郵政省が出しておる数字について私の考へるところを申し上げまして、そしてこの今回の改正が、私はむしろ至当ではないだろうかということをお申し上げてみたいと思ひます。

まず第一に、郵便事業の特質でありますけれども、経営的な性格から申しますと、郵便事業は比例費的な経営の特質を多分に持つておる事業でございます。ちよつと考へますと、相当膨大な設備をかけたおる。従つて固定費が大部分を占めるのではないだろうか、こういうふうなふうに考へられるわけでありまして、しかし他の公共事業、特にたとえば鉄道あるいは電信電話といふものに比べますと、比較的设备に投資しておる額というものは割に少ない。そして、その経営の形態は、いわば非資本主義的な経営の形態、こう言わなければならぬのではないかと、こう考へております。と申しますのは、非常に人的な力、努力といふものに頼つて経営が運営されておるのであります。いわば原始的な、工場制工業の出現する以前のような状態、こう言つても差しつかえないようなところに一つの特質があるのではないかと。しかも、それらの人力依存主義の経営が非常に各地に広く、非常にへんびなところまで散在しておりまして、これについての近代的な労務管理というふうな合理化手段が非常にむずかしい事業である、こういうことをまず言わなければならぬかと思ひます。もとより一面

これは非常に文化的な性格を持つておりまして、私が考へておるような、ただ単に数字の面からのみ料金を云々する、制度を改善するといふことは、これはできないかも知れませんが、一応現に現われておる数字から申しますと、結局物数が増加すれば増加するほどコストがよけいにかつていく、こういう現象を呈しております。本来設備経営であるならば、その設備は――われわれの方では固定費とおよそ全体としてきまつておりました、物数が増加すれば物数当たりのコストは安くなるのが建前なんです。その安くなるのに、物数が増加すれば反比例的に減少する。一つ当たりのコストを計算しますと、物数が倍になれば二分の一になる、こういう性格を持つのが近代的設備経営の特質なのであります。ところが現在の郵便事業はそういうことはちよつと言えない状態にある。非常に機械化その他の新しい設備の導入も不十分であるのではないだろうか、こう考へます。

ところで、そういう状態のもとに成立しておるところの今のコストでありまして、これはこのコストを回収するだけの料金収入、つまり収入の基礎になる料金を決定するということでは、私はもうそもそも郵便事業のこれから運営していくものは、これは困難を感じるのではないかと。その理由は、このコストを分析してみますと、非常に重要な項目として、近代的な経営としますならば、それは減価償却費といふものがあるものであります。この減価償却費は、郵便事業に関する限り非常に低いのであります。こういうような現在のような物数の増加、利用の増加といふことはおそろく考慮しないでその耐用年数を定めております。それから、お話をしましたが、すでに老朽施設になったものを使つておる、こういうようなこともありますが、そうでないものでも、物数の増加しない新しい経済的な運営をするためには、耐用年数が尽きる以前にでもこれを更新しまして、そしてサービスの提供に資すると、こういうようなことが必要であるにもかかわらず、それができない。そして非常に低い減価償却費が盛り込まれておる。それが原価の一部分であります。もしもこのコストを回収するだけの料金をきめたとしても、それは今の設備を更新するだけの料金収入しか望めないものであります。ところが、一般の郵便事業の利用という点から考へますと、ますますこれは増大する。もしもその増大する需要に應ずるといふことになりまして、もしも独立採算といふことが動かせるとするならば、たとえば一般会計からの繰り入れが可能だとするならば、そちらの方から資金を出してもらつておることは、それは可能であります。私は現在のところ、これは相当困難性があるのじゃないかと、こう考へますので、根本的な料金改正をする場合の、まさにあるべきコストといふのはいかなるものかということについては、これは相当時日をかけて考へ直さなければならぬ問題が多々あると思ひますが、現在算定しておるコストを回収するだけでは、どうしてというふうなことは不可能である。本来は事業の伸びというものに

対する相当額の必要経費を料金の中へ盛り込んで、そうして料金で償うという事でなければならぬと思ひますが、そういうようなことは、全然今の料金には入っておりません。減価償却費が不十分である。

そうしてまたさらに、もう一つの郵便事業の特殊性は、非常に複雑多岐にわたっており、たとえば銀行のような仕事もやっておるし、運搬、運送業もやっておるし、あるいは保険会社のよくな事業もやっておる。こういったようなものが、比較的ウェートの軽い固定費が全部割りかけられておるわけですから、そうした意味において、それぞれ業種別に原価を計算してみますという、その原価の大部分が、固定費的な部分で占められて、主として比例費だ。もしもこの比例費中心のコストが算定されておるとして、これをどこから負担したならば最も適當なのか、こう申しますという、先ほど発言がありましたように、少なくとも直接費だけは――直接費と申しますのは、今申しました固定費を差し引いた比例費に該当する部分であります。変動費ともいいます。これは物数が増加するに従つて増加する費用であります。これだけは受益者が負担する、これの方がかえつて私は実質的には公平じゃないだろうか、こういう考えを持つておるわけでありまして。そういった意味で、設備の改善の費用などは、これはできるならば国の一般会計からまかなつていただければいいんですけれども、これは政治的な大問題になるかと思ひますので、私はこの点どちらが負担するかというところは別にしまして、コストの大部分を占めておる比例

費は、これは料金でまかなう建前をとるのが至当じゃないか。そういう見地からこの料金改正の原案を拝見しますときに、実は当座は料金の中で比例費のまかないはできると思ひます。ただ、この比例費のまかないができるのは、はたしてどの程度であらうか、これは私は将来の見通しは、いずれもこれは見通しであつて、結局過去の趨勢から推していかねば、神ならぬ身のだからにも判断できない問題だと思ひますけれども、今までの情勢から申しますと、たゞいま岡井参考人が申されたように、二、三、四年しかできないのじゃないだろうか、このような考えを持つておられます。そうしますと、やがてはまたこの問題が生じてくるのではないか、こういう心配を持ちます。と申しますのは、むしろ今回の料金値上げが、私は漸進主義をとつたのではないだろうか、こう推定いたしました、こうした推定が正しいとしますならば、この料金の値上げは、むしろ私は全面的に賛成、こう言わなければならぬ、こう思ひます。もとより、非常に利用者が広範囲に散在しておりますから、今回のこの値上げは、たとえコストを十分取り戻すことのできない値上げであるとしても、この及ぼす影響はいろいろな面から考えなければならぬかと思ひます。

その一つとして、一番大きい反対論になつておるかと思ひますが、値上げがムードを醸成する、私はこれは否定できないのじゃないか、こう考えます。問題は、一つは、こういう時期に問題になりましたから、この時期が非常に悪かつたのじゃないだろうか。ふだんのときであるならば、この程度の

料金の値上げは、決して値上げムードの醸成ということには関係がなかつたのではないだろうかというのを考えます。それから第二には、国民経済、ないしはわれわれの消費経済への料金値上げのね返りということがしばしば言われております。これも料金の値上げによる部分だけは結局受益者が負担する、こういうことになりまして、で、利用する人は確かにそれだけ余分に消費をしなければならぬ、このパーセンテージはきつめて輕微なものであつて、たとえ小包などが大幅な値上げをしたとしても、その家計に及ぼす影響というものは比較的、いはばきつめていっていいのじゃないかと思ひますが、輕微なものであつて、運賃などの比、ないしは電灯料などの比ではないのではないか、こういう考えを持つておられます。

それから文化事業としての郵便事業にとつて、料金の値上げというものは、これは矛盾しているのではないだろうか、こういうような批判が出るだらうか、こういふような批判が出るだらうかと思ひます。およそ郵便のごとき念を、企業主義に置くか、あるいは文化主義によるか、これは相當大きな問題じゃないかと思ひますが、私は確かに公共性は認めるけれども、現在の郵便事業の経営の前提条件と考えてよろしい特別会計による独立採算――これは完全な独立採算でないにしまして、も、独立採算の方針を否定することのできない場合には、一般会計からこれを補助することによる一般国民の負担、受益者の負担ということを考えるとき、かえつて料金を値上げすること

によつて、利用者がそれぞれこの経費の一部を負担するということが方が実質的な公平性が望めるのではないだろうか、こういう考えを持ちます。そういった意味で、確かに文化的な使命を帯びた事業でなければ、この際、企業主義的な要素を若干取り入れるということは矛盾したものではないというように考えを持つておられます。

ただいまも局舎改善、その他のサービス改善ということについては、はたしてどの程度までできるか、非常に御心配の向きがありました。これはやはりできるだけサービス改善ということについては努力してもらわなければならぬと思ひます。その点について申しますと、やはり特別会計のワケ内でまかなうということの方が、合理的な要素を推進させることができるのではないだろうか。ただ単に赤字が出たならば一般会計からそれを補てんしてもらふのだというふうな考えよりも、いろいろな創意工夫を働かせて、そしてコスト・ダウンを実現させるというところは、むしろ現在の郵政当局に与えられた大きい問題でありまして、これは料金を値上げする、値上げしないということとは関係なしに、やはり常に考えていかなければならぬ問題で、ぜひやつてもらわなければならぬ問題である。こう考えて参りますという、この料金値上げということに関連しましては、いろいろな面からいろいろの批判はあるかと思ひますが、私は現在のコストが、料金算定の基礎として當然あるべきコストに比べて非常に低いコストである。それを料金値上げによつてできるだけ回収していく、こういうのですからし

て、この際値上げは認めてしかるべきじゃないか、こういう考えでございませう。

以上で私の口述を終わります。

○委員長（鈴木一善） ありがとうございます。

以上で参考人の方々の一応の御意見の御開陳をお願いしたのであります。が、これより参考人の方々に對する質疑に入ります。御質疑のある方はどうぞ順次御発言を願ひます。

○奥むめお君 新聞協会の江尻さんにお伺ひします。きょうは郵便料金の第三種値上げの問題でございましてけれども、新聞が先ごろ値上げをしたときに、サービスをよくするためにというので、日曜版を出しになりました。あのとき非常に内外から反對がずいぶん強かつた。読者の方からも、また配達する人からも、印刷する人からも、こんなに物価が上がつたり、ベースアップをする時代がくるといふ御予想がなかつたのじゃないかと思ひますが、新聞が非常に重い、日によつては百グラムすれすれだといふお話がありましたけれども、新聞を私ども、たとえばページを少なくするとか、あるいは日曜版をやめるとか、いろいろな点はお考えになつておられますか、どうですか。

○参考人（江尻連君） 外国の新聞に比べますと、日本の新聞は非常にページ数が少ないわけでございます。アメリカあたりでは平均して一日、平日の新聞が四十ページございまして、日曜日にありますと百数十ページというふうな紙面を出しております。これはヨーロッパにおきましては幾分少のうございしますが、日本よりもはるかに多い

ページ数を出してあるわけでございます。これはやはり世の中の事象というものが複雑になって参りまして、大衆に知らせる必要のある事項をなるべく多く知らせよう、こういう目的のために、自然に社会が複雑になるに伴いまして、その紙面も多くなるというのは避けられないことだと思います。日曜版といふのも、やはり同じような意味におきまして、ニュースの解説とか、あるいは直接ニュースでなくとも、いわゆる平常的なこと、この地方においてどういふ生活が平常行なわれているかといふようなことも、これは知らせる必要のあることなのでございます。一般的にいいますと、新聞というものは、異常なこと、変わったことを知らせるのが多いのでございまして、しかし、それだけではやはり目的は達せられない。日本の普通の生活はどうあるか。たとえば、鉄道の各線を中心にした、いろいろな観光的な記事のように見受ける紙面なども出ておりますが、それはやはりその目的で必要があるから、あるいは新聞が持っているそういう社会的な使命を達成するのに必要だからというためにやっているわけでありまして、決してむだなことをやっているというわけではないわけでございます。私はそういうふうに考えてやっております。

○奥むめお君 あとまた新聞の問題を伺いたいですけれども、きょうは控えておきます。

○野上元君 田島さんにおよつとお伺いしたいのですが、私も田島さんの御意見を非常に興味深く、かつ非常に参考にして聞いておりました。私も実は一昨日の通信委員会でその点に触れた

のです。それで、今日の郵便事業の運営状況から見て、かりに原価を償うものであつても、将来性から見ていくと、だんだんコストが高くなっていくという傾向がある。従つて、郵便物数が増えだんだんふえても、郵便物の成長があつても、経営は苦しくなっていくのじゃないか、こういう点に触れたわけなんです。そして、最終的には、この四、五年はもつと、こう言われるわけなんです。しかし、今お二人のお話を聞いておりました。特に、郵政審議会のメンバーの方々ですから、お聞きしておきたいのですが、私も二年ともたないのじゃないかと実は見ておるわけなんです。そういう場合に、再び料金改定の問題が出てくる。しかし、御承知のように、岡井さんも意見を述べられておるうちに、五年間はやはり上げるべきじゃない、こういう非常に矛盾したことが出てくると思うのです。そこで、私は、田島さんが述べられた中にもあつたのですが、たとえば局舎の新築あるいは改築その他、公共負担的な性格の著しく強い部面における赤字は、この際一般会計から補てんするのはやむを得ないのじゃないか。そういう制度にしてしまわないと、今日のよりな、文化的事業であると同時に、企業の事業であるというように言つておつたのでは、いつまでたつてもこの経営の改善はできない。従つて、東商の方がおっしゃられたように、料金は改定するけれども、ほとんどそれは人件費に食われてしまふというのが今日の現状なんです。そうすると、サービス改善には全然手が打っていかれない。おそろく、これは予算を見ればはつきりすると思うのですが、局舎がほとんど

ん狭隘になつてゐるために、従業員も苦しんでおりますし、かつまた、利用者も苦しんでおられるわけなんです。これはどうしても設備の改善をやらなければならぬが、その設備の改善をする金がないわけなんです。おそろく、今度の改定をやらなくても、私は出てこないのじゃないかと思ふのです。私どもの社会党としては、やはりその値上げムードの一つの大きな要因になつておるといふ点について、これは強硬に反対しているわけなんです。しかし、反対ばかり言つておられないわけなんです。この際、反対とか賛成は一応たな上げにして、どうすればそれでは健全なる郵便事業が運営でき、国民の皆さんに喜んでいただけるのかといふ点に着目すべき時期にきているのじゃないかと、この点を特に郵政当局に質問したのでありますが、このまゝの状態で行くのだと、五年後を見て、そこでまた考えるのだといふことですが、それでは私はあまり消極的過ぎるのではないかと、今日の段階ではそうじゃないかと思ふのです。

特に、コスト割れをしてゐる種類の三種ないし五種あるいは小包等が、一種、二種に比べて比較的に増大率が大きいわけなんです。昭和四十年になるとこの率が逆転していくわけなんです。むしろ三種以下の方が大きくなつていく。これが四十五年、五十年になつてくると、これを抑制しなければ、ますますその逆転の度はひどくなつていく。そして、いよいよ赤字で苦しんでくるといふことになりまして、これはもう幾ら料金の値上げをやつても、なかなか改善できないのじゃないか。その点、この際、独立会計でいくのがいい

のか、昔のように一種、二種を扱つておつて、三種、五種は付帯事業であつたという時代においては十分にまかない得た。人件費にもつき込んだし、一般会計にも相当多額のものを繰り入れたことがある。しかも、その後何十年も料金改定をしなくて済んだことがあつたのです。しかし、今日の段階は違つたのです。郵便事業の構造が改変されつたのです。この点を考えると、この辺で、一体あくまでも独立会計を守べきなのか、あるいはこの機会に一般会計の方にしようのほうがいいのか、どちらがいいのかといふ点について、御意見があつたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(田島四郎君) ただいまの御質問、これは非常にむずかしい基本的なものだと思ひます。結局、料金のきめ方いかんと、こういうことになると、非常に公共的、文化的な使命を重く見る限りにおいては、私は、特に施設の、当然文化的使命の濃厚なもの、たとえば非常にへんびな土地に局舎を設ける、こういうようなことは、経済主義から申しましたならば全く引き合いません。むしろ大都會の利用の大きいところ、これならば、相当設備投資をしても十分引き合います。そういう場合に、引き合わないところに補助金をという結論になるかと思ひます。私は、私は全体を平均して見まして、公共料金政策として見れば、正常な伸び率といふものは、当然料金の中へ入れて定めますれば、たとえば七%伸びるか、五%伸びるか、この見解の相違はあつてしまふけれども、それを入れて料金を定めるといふことを基本的な政策

としていく方がよいのではないかと、私はこんなふうに考えます。設備投資の点は、一般会計からこれをまかなつてやれといふことも、これは私は非常によろしい考えだろふと思ひますけれども、私としては、基本的には事業の成長率を見込んだ料金制度の確立といふことに持つていく方がこの際よいのではないかと、こんなふうに考えます。そういう意味で、一般会計からの無条件の設備投資の負担ということも、私は料金政策としては、むしろすぐさまとるべきではないのではないかと、こういう考えでございまして。

○野上元君 あまりしつこく質問しますが、郵便事業を運営しておる状態を見ますと、全国に一万五、六千局あるわけなんです。そのうちで大体ベイスの局はほとんど少ないと思ふのです。ほとんど一万数千局は赤字だと思ふのです。しかし、これは赤字だからといってやめるわけにいかないのです。どうしてもやらなければならぬ。どうしてまた、先ほど来問題になつております三種、五種も、あるいは小包も、これを法律によつて抑制してしまふというようなことも、これは非常に危険だと思ふのです。というところになると、結論としては、生産性の向上をするといふことになると、私はおそろく不可能だと思ふのです。この郵政事業に関する限りは、やはりいつまでたつても七%ないし八%の人件費が必要ではないかと思ふのです。そういう状態を考へてみたときに、独立会計で料金をやつた場合に、かえつてそれが公平でなくなるのではないかと。めつたに出さないところと、うんと出すところとあるわけですね。特に

東京、大阪等は郵便物が集中しておるわけですね。そうすると、その料金を引き上げることによって、設備の改善とか経営合理化をやろうということになるかと、かえって不公平になりはしないか。この際思い切って、一般会計にした方がよろしいのじゃないか。そうすれば、料金改定の問題が起きてきません。これは徹底的な政策料金によって、これを押えることができるということになると考えますと、もうこの段階では、そういうことに對して、十分な検討が必要なんじゃないか、実はこう考へて、お尋ねしたわけです。これは御答弁は別に私要求いたしません、そういう考へ方であります。

さらに、新聞関係の方にお聞きしたいのですが、新聞関係の持つ公共性、文化性というものを、これについては、私たちが十分わかります。しかし、沿革的に新聞の低料金制度というものを研究してみますと、当初新聞が発行されたのは、政府の方針をあらわす国民の全般に知らしめるということが最も大きな任務であつた、こういうふうな言われているわけです。さらにまた加えて、日本の文化の発展に寄与するために必要なんだ、そういう性格を新聞は持つておつた。さらに加えて、当時創業時代でありましたから、これを経済的に育成助長する必要があつた。こういうことの三つか四つの理由によつて、低料金制度というものが設けられた。

しかし、最初の政府の方針をあらわす国民に知らしめるという任務は、もう今日の段階においては、ほとんどないと思ふのです。第二の点の文化的な問題は、まだ残っている。第三の経

済的な育成助長をするということは、今日の段階では、これもあまり必要でなくなつたのではないかと、実は、こう考へておるのです。というのは、今日新聞の資本といふか、あなたは先ほど、そういう点について触れられましたが、それならそれで、一応わが客観的に見てみまして、いわゆる大新聞の資本の構成といふか、そういうものを見てみますと、今日御承知のように、直接プロ野球のオーナーになつてみたり、有名な選手をスカウトするのために莫大な経費をつぎ込んでやつておるとか、あるいはまた民間放送に莫大な投資をして、民間放送に同時に資本をつぎ込んでいっているという考へてみますと、今日新聞事業の経済的援助をする必要があるかどうかという点について、私たちは若干の疑問があるのです。もしも新聞の文化的社会性を強調せられて、どうしても料金が安くなければならぬというならば、新聞自体の料金をやはり法律できめて、これを値上げできないようにすることの方が本質であつて、郵便料金を云々するということとは逆ではないか、こういうふうに、私は実は考へておるんですが、その点についての御意見はいかがですか。

○参考人(江尻進君) 問題点は、新聞に対する郵便料金を通じての経済的援助という問題だろうと思ひますが、私たちは、この郵便料金が安いということによつて、経済的援助を受けておるといふふうには考へておりません。新聞事業が受益者でなくて、読者である国民が受益者であるという建前であつて、その後進的地域の国民に對し

て、社会政策的に國家あるいは社会が援助したいのじゃないか、こういう建前から主張しているわけでありまして、御承知のように、新聞事業というのは、他の事業と違ひまして、國家的援助は、いかなる角度においても全然受けておりません。一部の事業においては、利子補給を受けるなり、あるいはまた低利の資金を借り入れるなり、いろいろな方法で國家的援助を受けておられますが、新聞事業に關しては全然受けておりませんし、また受けべきものではないというふうに感じておるわけでありまして、それでは、この郵便の第三種の低料金をやらないという結果、だれが困るかという問題ですが、それは、先ほど言ひましたように、後進地域の読者が困るということでありまして、新聞はあくまで、これは私企業でありますから、経済性の合わないところは、いかに公益事業といふことも、やれない。だんだんにそういう読者には配れないという状態が起つてくるわけでありまして、結局、高い金を後進地域の読者が払つてゐるか、あるいはそれに耐えないでやめるかということになるわけです。そうしますと、それによつて起る社会的な障害といふものが必ず起るわけなんです。政治的、文化的、社会的に、いろいろな障害が起つてくる。

ところが、この郵便制度というものは、言ひまでもなく、公共的目的、政治的、文化的、社会的な何らかの目的を達成するためにある制度であつて、それがゆゑに公益事業になつてゐる。それがないなら、私企業としてやらしういふために、一つの助成手段として、原価主義だとか、あるいは受益者負担だとか、独立採算ということが言われているわけでありまして、これはあくまでも、それを達成するための一つの技術的手段にすぎないと思へるわけでありまして、そういう技術的手段とか目的が先行しまして、公益的な社会的目的というものを忘れるということになりますと、それは倒錯しているのではないかと。あくまでそういう制度であるべきであつて、もしもそれが達成できないで、そういう後進地域の国民に對して、文化的なインフォメーション、あるいは政治的なインフォメーションが与えられないというやうな制度になるとすれば、それは制度そのものの運営が目的に欠陥があるのじゃないかと思ひます。

そういう点について、根本的検討を要するのじゃないかというふうにわれわれは考へるわけでありまして、決してこのために新聞が経済的援助をほしうという目的で言つておるわけではなくて、そういう政治的、社会的目的を達成するために、制度そのものとして考へてもらいたいということを言つておるわけでございます。

○野上元君 そうしますと、郵便料金の値上げは、新聞の事業にとつては経済的には影響がないと、こういうふうな判断してよろしいございませうか。

○参考人(江尻進君) いえ、そういう趣旨ではございませぬ。確かに、先ほど申し上げましたように、六十万とか七十万という読者が、郵便によつて新聞を購読しておるわけでありまして、そういう多数の人が、値上げになりますとやめる人が出てくる。でありますから、値上げになるといふこ

とは、経済的にもマイナスの影響のあることでありますから、われわれとしては、必ずしもこれに同調できないわけでありまして、今回の二円という値上げであり、かつそれが一日分が送れるやうな重量制限というものがされるのならば、われわれはあえてこれに反対はいたさないという立場でございます。

○山田節男君 私は田島教授にちよつと伺いたのですが、これはちやうど、本国会で郵便料金の値上げをわれわれが審議しておると同時に、ワシントンでも郵便料金の値上げをやつておるわけですね。アメリカでも、過去三回、第一種、第二種を含めて、郵便料金の値上げは、いつも下院の反対によつてその法案が通らない。ところが、今回出しておる内容を見ますと、やはり第一種、第二種、第三種、それから第五種——日本で言へばそれに相当するもの、並びに直接國會の承認を得ないで——向こうは御承知のように國會でありますから、國會の承認を得ないで値上げできる部分を値上げすることを含めて今やつておるわけですね。

さつきあなたの言われた、郵便事業の経営の合理化という観点から見て値上げやむなしと、それから國の償却といふことが非常に程度が低いと、そういう本来本質的な欠陥を持つておるといふことになれば、今回郵政省が出しておる郵便料金値上げを見ますと、第一種、第二種は値上げしないと、一方いふやう方をしておるわけですね。一方においては、改正しないのみか、あるものについては無料である、こういうやうな制度はそのまま置くと、こういうやり方ですね。経営といふことがき

わめて、これは一般会計予算からの補助を受けるなどということは、私は邪道である、こういう見地からの質問ですが、これはやはり自主独立の採算主義でくれば、一種、二種をオミットする……ここにわれわれに示されている昭和二十六年から三十四年までの九年度の年度別の引受郵便物数の経過を見ますと、パーセンテージはなるほど第五種は多い。ほとんど三四〇％に近い増加です。第一種、第二種、これは第一種においては四七％、第二種においては一七％、しかしその扱っている数と、それから十円、五円という何から見ますと、たとえば三十四年度の第一種をかりに九億通としますと、一円上げれば九億円、それから第二種、すなわちほかのものが、これが約十八億通、これをかりに一円上げるとすると、これは十八億、上げる比率は、レートは別として、経営という立場からしてコストということも考えれば、一種、二種を政策的にオミットするということは、これは料金改定の態度としては、私は非常に誠意を欠くのではないかと、

ということは、マネージメントに忠実であれば、そんなこと気にする必要はないのです。ことさら第一種、第二種だけを現状のままにしておくというより、合理的の経営から見て正しいかどうか。さっきのあなたの御意見からいえば、これは当然経営の運用から見て正しい行き方かどうか、しかも非常な赤字なんですから、これについて、どういふふうな感じを持っているか。

○参考人(田島四郎君) ただいまの御質問、私は理念的には第一種、第二種も、それぞれコストを償うだけの料金

は必要だと思ひます。それが今回第一種、第二種が問題にされなかったというの、理論の問題にはあらずして、別個の理由から出ているものと私は推定しております。コストを出して見ました限りにおいては、第一種は、今のところコストを償うだけの料金になっておると思ひます。第二種のはがきの方です、これは、せいぜい今のコストを取り戻すだけの料金でありまして、やがては、私はこの方面は赤字になっていく、こういうふうな思ひます。ただ、これを除外した理由は、理論の問題ではない、こういうふうには考へております。

○山田節男君 今度の改正料金体系を見まして、五種の値上げは、一番これは大きいわけですね。パーセンテージでいけば、二四〇％の値上げ、二倍以上の値上げしている。これは、なるほど扱うものの件数も、また非常にふえて三四〇％にふえておるのですが、なるほど五種に關しては、近來非常にボリュームもふえて、たとえば一つの宛名に送るべきものの目方が、あるいは大きくなり、これはふえていくことは事実です。しかしそういうものは二四〇％もふえておいて、これはやっぱり経済成長ということになれば、こういうものは、むしろこれは一種の文化事業という面で価値もあるわけですから、そういうものに對する一つの課税的の二四〇％という値上げをしておいて、片一方所定の目方とそれからサイズの固定した第一種、第二種は、これは取扱ひにおいては、これは非常にいいかもしれない。しかし料金体系から見て、また非常に均衡を失っているのではないか。今アメリカでやはり国内

郵便を四セントから五セント、国内航空郵便を七セントから八セントにするというのです。大胆に第一種、第二種に對して値上げを要求しているのです。だから、少なくとも経営の責任のある者にしたら、第一種、第二種、もちろんあなたのおっしゃるような第一種、第二種を上げると、たちまち値上げムードを醸成してしまふ、これはわかるのです。わかんないけれども、単に郵便料金だけじゃない。国鉄料金も上がっているし、やがてガス、水道、電気が上がるし、上がりつつある。こういうさなかにおきまして、あまりに私は政策的で、何といひますか、いかに国営の郵便事業とはいへ、やはりコストというものは第一におかなくちゃならぬ。ことに昔のように、一般会計から補助金を出すなどというふうなことは、これは郵便事業の本来の性質はなくなつてしまふ。封建時代です、これは。ですから、そういうことの、どうも私は郵政省当局の郵便事業に對する経営者の態度といひますか、少なくともメンタルな態度といふものは、昔のものが残っているから割り切れぬというものを、これは政府が、全体の問題として一応の家として出して、国会で論議すべきだ、政府が経営に忠実な態度を示してしかるべきだ、こう思ふんですけれども、経営というきわめて客観的な立場から言へば、邪道と考へませんか。

○参考人(田島四郎君) ただいまの御質問、私は趣旨は、まことにその通りで、賛成でございます。今回のこの料金の問題につきましては、理論が基礎になつておるということよりは、むしろ従来の料金を基礎にしまして、そ

うして多分に政策的な配慮、たとえば第一種、第二種が、なぜ問題に取り上げられなかったのか、いろいろなことを考へてみましても、決して、これは理論の問題ではない。過去の料金について——いいか悪いかはともかくとして——多分に忠実に従ひ、政策を加味した方に改正案というものが出たのでありまして、そうして、先ほど私もちよつと申し上げたと思うんですが、根本的な料金の決定ないしは研究というものが、いろいろの立場から十分な検討をし、考慮をした上で定める必要があるのではないかと、こういうふうなふうに考へております。

○山田節男君 江尻参考人にちよつとお伺ひしたいんですが、先ほど野上委員の御質問に對しての御答弁で、ちよつと私わかんないんですが、今全国で、配達し得ないきわめて僻な地域に居住している人が約七十万人ある。これは郵便でやらずに手紙ならぬ。それが、今度は五割値上げして、これは新聞には、必ず郵税が付随しては七十万の今読者をもっているものが減るといふことが、あるいはあるかもしれないという懸念から、新聞社としての経営に響くという御心配なのか、そうでなく、七十万というものが、新聞を読むことによって五割の値上げをされると、それだけの加重を与えるからいけない、どつちの観点なんですか。第二の場合なら、新聞社は何か損はない、ただ読者に對しては、この毒だといふ程度の反対であるのか、この点一つ明らかにしておいてもらいたい。

○参考人(江尻進君) 第一は、やはり僻地の読者に、そういう負担をかけることが社会政策的として適當かどうか、不適當じゃないかという立場で反対するわけでありまして、

第二点は、やはり全然新聞の経営に影響がないというところは言えないわけでありまして、若干減ることも当然考へられる。それは二義的な意味でありまして、私たちとして言っているのは、社会公共性から、そういう負担の不均衡をかけることはどうかという反対であります。

○山田節男君 これは料金と、ちよつと離れますが、さつき奥議員からの御質問にも關連するんですが、過般大新聞がインシアチブをとつて、突如として新聞の値上げをやつた。これはいろいろな事情がありましようとも、国民全般としたならば非常に響くし、しかも反對する機運が非常に多い。しかしこれはあえて強行した。

その後の新聞の状況を見ますと、なるほど大新聞の、しかも全部じゃない、ある一部は、なるほど日曜版というものをのけておられます。八ページぐらいのものをのけておられます。しかしその他の新聞社では、どれだけサービスがよくないか。読者としては、配達の能率ということもありましようけれども、むしろそれよりも新聞の記事の内容というより、なんでしょう、そういうものに対して改善のあとが非常に見えないうのです。一般として、なるほどよくなったといふような評価のできようような情勢から見て、今回のこの料金が百グラムまでの限度が五割上がるということになりました。先ほど

あなたがたおっしゃったように、日本の新聞は、世界中というわけではないが、アジア、アフリカあたりの新聞は別ですが、少なくともヨーロッパ、アメリカの新聞に比べると、日本ぐらい新聞の内容のない、しかも少ない新聞はこればかりです。われわれはむしろ英字新聞を読むことによって、外国記事なり、国内記事すら英字新聞の方が詳しくてニュースとしても妥当である。こういうような状況なのですが、これは新聞とすれば、日本の新聞は、少なくとも大新聞は、今よりもっともっと郵便料金がふえるふえないにかかわらず、ふえなくちゃいけないと思うのですがね。この料金が今回値上げされる、五割値上げされるということになって、たとえば一円であったものが新聞の内容をふやしていくというのと、これが四円になっていくというふうな憂いのために、当然内容がもっと豊富になるべき新聞の使命というものがある。チェックされるようなおそれを生じるのではない。これはあなた、新聞の経営に御関係になっておる方として、質問申し上げるのですが、この点について、どういふ感じを持っていますか、お伺いしたい。

○参考人(江尻進君) 山田さんは五割の値上げとおっしゃっておりますけれども、一円が二円になるといふことは十割の値上げでございますから、これは御訂正申し上げます。倍になるわけでありまして。

そこで第一の新聞の内容が定価を上げてから後改善されないじゃないか、きょうの本題とは、だいたい関係ございませぬが、これは新聞としては聞

き捨ててならない御発言だと思ひますが、非常に改善されておるのであります。分析をいたしまして、ことに最近では、社会生活が変りまして、科学的な面というものが非常に多くなつてきておるわけでありまして。ある新聞のごときは、科学記事というものは、一週間七日のうち六日まで、毎日なんらかの形で科学的なものを出すというふうな改善がされておりました。科学記事一つをとりますと、全国的に非常にたくさんさんのスペースがさかれるようになってきた。これには記者の養成というふうなことが大へんなことなのであります。現在技術者が全般的に不足しておるような、産業界でも、そういう状態でありまして、新聞社において科学を養成するなんというところは容易なことじゃありません。地方の比較的小さな都市の新聞も、そういう努力をしている、これが一つの例であります。そういうふうないろいろな改善がされております。

昨年の春に、東京で国際新聞編集者会議というのが開かれました。その席上で、世界の新聞の比較検討というものが論議されたわけでありまして、日本の新聞が、内容の点からいまして、世界有数の優秀なものであるといふことは、世界の国際的な新聞人の集まりにおいて評価されておりました。われわれ外国の新聞も研究しておりました。一般水準からいいますと、世界で一、二を争う内容を持った新聞紙であるといふことを、かたく信じております。

これは、皆さんのお読みになる新聞が、たまたまロンドン・タイムスであつたりマンチェスター・ガーディアンであるといふようなことから、そういうふうなことをおっしゃるかも知れませんが、そういう新聞は、特殊の新聞でありまして、一般の大衆的な新聞といふことになりまして、質は必ずしも高くない。平均の質を見ますと、日本の新聞は、大都市の新聞も中小都市の新聞も比較的質が近ずいておりました。いい新聞を出しておる。これは一〇〇%の自信を持って申し上げることができるわけでありまして、そういう意味で相当社会的な要望にこたへる使命を果たしておると確信いたしております。

また経営上、これが影響するかどうかという問題であります。影響がないとは言えないのであります。しかし先ほど申し上げましたように経営上の影響というよりも、社会公共性に及ぼす影響力というものを、われわれはもっと重要に考えて、この公述をしておるわけでありまして。

○山田節男君 今の、ちょっと私言いが悪かったかもしれないが、第二の質問は、この郵便料金が上がるというところによつてですね、私から言へば、これはあなたの抗弁になります。少なくとも文明諸国の新聞、国会でも約二十種類ありますが、英独仏、われわれはしつちゅう見ておりましたが、日本のようにページ数がせいぜい八ページか十ページというものではない。これは二〇ページ、平均すれば少なくとも四〇ページくらいになるような趨勢に新聞というものはあるんじゃないか。しかもそれはいかにボリウムがふえても、広告料というものが入るんです、新聞というものは。

そうすれば当然ペイするのです。郵税がふえても、広告料金というものがどんどん入ってくる、商業紙の建前からすれば、これはアメリカのニューヨーク・タイムスみたいに日曜版が三キロも四キロもある。これは日本ではできないでしょう。できないにしても、今のうちにせいぜい日曜版としてわずかに八ページくらいのををつけるということは、これは内容がいいとおっしゃるが、そのパラエティというものは制限されておりました。世界中の非常に内容の複雑な文化という考えから言へば、今のあなたの最も優秀であるといふことを言われたけれども、スタンダードが違ひます。われわれとあなたのおっしゃるスタンダードとは違ひます。これは見解の相違だから論議しますが、今申し上げたように、会社自体とすれば、目方がふえても料金が一〇〇%、一円が二円になる、一〇〇%ふえても、あるいはこれがボリウムがふえて、たとえば六円の郵税を要するよりなものをお作りになつても、会社自体としては郵便料金というものは全然経営力から言へば差し支わりがないと、こういうふうに私は思ひますから、この点に対しての御見解を聞きたい。

○参考人(江尻進君) 山田さんは、おそれるその上げた値段を新聞の経営費で吸収しろというお考えだろうと思ひますが、それは現在のところ許されてないわけでありまして、これは必ず読者負担という建前になつておるわけでありまして。公取の建前から、これは全部読者に負担せよということになりますから、先ほど申しましたように約五、六百万の人口というものが、そのために新聞を見ることが経済的にできなくなるというふうな事態に追い込まれる危険があるわけでありまして。そういう点をわれわれは言つておるわけでありまして、そういう角度から、御考慮をお願いしたいといふことを言つておるわけでございます。

○鈴木強君 ちよつと私、参考人の方に大へん失礼でございましたが、確席をちよつといたしまして、あるいは前の方がお聞きした点かも知れませんが、お許しをいただきまして、岡井参事人それから江尻参事人にお聞きしたいと思ひますが、岡井さんはさつきお話の中で、ここ十年近く郵便料金というものは上がつておらん。他の公共料金は、かなり上がつておるといふ立場から、むしろ理論的な値上げであるといふような、こういうふうな御趣旨であつたと思うのですが、私は、他の公共料金が上がったから郵便料金も、それに伴つて当然上げなければならぬという理屈じゃないと思ひます。それは郵政事業の経営者諸君が、いろいろ工夫され、合理化もされ、健全経営の方向に努力したこと、それからそれを理解する一般国民の——私は施策がよろしかったからだと思ひます。ですから、そのこと自体については、私は、あまり論議にならぬと思ひます。

そこで、お話にもありましたように、今郵政事業の経営というものが、かなり努力をされておるのですが、なかなか努力をしても赤字が出る、従つて、値上げに頼らざるを得ない、こういうことだらうと思ひます。そこで岡井さんに伺ひたいのは、われわれも国会の中から絶えず郵政事業を見ており

ますが、いま一段と経営努力をすることによって、今出てる赤字を少しでも埋めるようなことはできないものか、どうか、こういう点を、われわれは絶えず鞭撻しておるわけですが、岡井さんのごらんになったところで、そういう経営努力に対する点は、どういふふうに考えておられるでしょうか。

それからもう一つは、山田さんは、一般会計から補てんするというような方法は邪道だと言われました。もちろんこれは、いろいろ見解があるから、私はそれを否定しようとか何とかというこじやないのですが、現にアメリカあたりでは、公共事業である郵政事業というものの特殊性からして、一般会計から数十億の赤字を補てんをしておりますが、これは現にやっておりますから、そういうこともあわせて、大衆負担になる公共料金の値上げをおさえていくというような政策について、どうお考えでございましょうか。その二つをお伺いしたいと思ひます。

○参考人(岡井彌三郎君) 郵政事業におきまして、将来経営努力の余地はないか、どうか、こういう御質問の御趣旨かと思ひますが、その前に、私が郵便料金は十年間据え置き、他の事業は、みな再三にわたってやっておるから遠慮なくやれというふうにお聞き取りになつてのお言葉のような気がいたしますので、その点に触れておきますが、私は何も、十年間据え置いて、ほかもやっておるから、郵政事業でどんどんやれというふうな趣旨で申し上げたのでは決してないのであります。一番初め申し上げましたように、公共料金の値上げというのは非常に大切なものであるから、もし収支を償う、何とか

してやっていたければ、上げないにこしたことはない、こういう趣旨でござい

ところが、同じように、十年間据置のもの、それから少なくとも一回以上その間に上げたものと、同率に、一様に取り扱うというところは、郵政事業は十年間現実に据え置いた結果、いろいろの欠陥が生じておつて、どうして必要が、ほかの事業に比べて余計ある、この現状に照らしまして、同率に二〇%でおさえてしまふということとは不公平じゃないか、こういう意味で申し上げましたので、御了承を願ひたいと思ひます。

それから、今後内的な経営努力によつて、幾らでも増収の道がありはしないか、どうか、こういうことであります。それは、鈴木さんのお留守のときだったかと思ひますが、初め申し上げましたのですが、私は決して、この郵便事業についての知識経験者ではないのであります。ですから外部から見まして、資料を見せてもらつておるわけでもありませんし、また内部的にどういふふうによつておられるかというところを詳しく知つておられるか、ということもございません。はたして、この上経理、経営努力によつて、幾ばくかの経費が捻出できるかどうかということについて、これは確信を持つて申し上げることは、とうてい不可能であります。が、大体第三者的の勘といひましたし、郵政事業というものの御当局におかれましては、いつも非常な努力をなさつておるということのみならず、言われておるようでもありますから、それを信ずるほかにないのであります。しかし、まあわれわれ第三者的な見方と

しますならば、それは申しながら、なお一その努力を続けるならば、多少のあるいは料金引き上げに見合うだけの経費を見出すことは、これは不可能だとは思ひませんが、多少なり、つまり国民の引き上げに対する感情、何といひますか、国民感情のきびしさ、これを緩和するための幾ばくかの節減の余地は、これは必ずある。まあ一例を申しますと、管理機構であります。郵政、郵便事業に従事しておる職員数は、ほかに比較いたしましたら、はるかに低い率しかふえておりませんが、しかし昔と比べて、管理機構は、きわめて膨大になっております。これはみづからやつたことでなくして、御承知かと存じます。終戦直後、いわゆる進駐軍の半強制によりまして、郵政省は好むと好まざるにかかわらず、膨大にさせられたという節もあり、また、それらの点も、しさいにあらためて検討いたしますならば、多少とも機構を縮小する余地はおそらくはありそうなのだと、まあ確信を持つて言ひわけやありませんが、ありそうなのだと、こういうふうな気が現在いたしております。

○鈴木強君 それから最後の――まあこれは、私特にむずかしいかもしれせんが、財政的な措置として、今の郵政の赤字を何らかの形において補てんをなさなげな形にすることは、われわれにもわかるのです。まあ郵政当局が今日まで十年間、健全財政をとかく貫いたということは、これは私は評価していいと思ひます。

で、今現在この法律案が出てきて、やむにやまれないという。そういう考へ方のもとです。私、その考へ

方はわかるのですが、しかし公共事業です。だから、特に一般大衆のほとんど使つてゐる事業ですから、だから、今言つた一般会計からの資金の手当をすゝるといふようなことについてはどうお考えでしょうか。

それからもう一つ、あなたも心配されてゐるように、おそらくこの値上げをして、郵政の健全経営というものは困難になるだろうという見通しはあります。郵政大臣は過去、これから五年間は大丈夫だと、こう言つていまがね。そこら辺のお見通しは、どうでございましょうか。簡単でけっこうです。

○参考人(岡井彌三郎君) 第一の――何でしたか。失礼しました。

○鈴木強君 一般会計から赤字を補てんする……。

○参考人(岡井彌三郎君) ああ、一般会計からの繰り入れでございませう。これも私、一番初めに申し上げた通り、現在の制度では、独立採算制の建前になっておるから、これはなかなか困難なことだろう、こう申しましたのは、その現実の問題を離れて、将来特別会計でなくして、つまり赤字が出れば、一般会計から補てんする、こういう式にすることの是非と申します。その点につきましては、これは田島参考人からもお話がありましたが、大体同意見であります。ただ、それに加えて私が申し上げたいのは、御承知のように、郵政事業は、昔は特別会計でありませんでした。一般会計であつた。それを、昭和九年でありましたか、どうして特別会計にしたかという、郵政事業の当局並びに従業員の熱烈なる

希望によつて、やつと特別会計になつた。なぜ特別会計になつたかと申しますれば、一般会計にしておくと、せっかく働いても、そいつを、場合によつたら一般会計に吸い取られてしまふ、こういう見地。ところが、今はその心配がないから、一般会計にしてもいいじゃないかという説もあろうかと思ひますが、しかしながら、一般会計であると、特別会計であると、大蔵省の見方が非常に違つてくる。現実の問題として違つてきやしないか。今は特別会計でありますから、何とかかんとか言いながら、予算は割合に認めてくれる。ところが、これが一般会計になるとなると、ちやうど昭和九年以前の姿に歸つて、なかなかあれに、剰余がありまして、使わしてくれない。赤字があつた場合には、なかなか補てんしてくれない。自分の方で何とかやれ、こういうふうなことも当然起こつてくるかと思ひます。私は理論的なことは……。そのほかに、また郵政事業だけを考へるわけには参らないと思ひます。現実問題として、これは、ほかの国鉄についても、赤字路線に対する一般会計からの補てんで、また問題にされてゐる。そのほか電信電話がある。電信電話は今もかつておられますから、その心配ありませんけれども、将来、いつまでたつても、電信電話というものは、必ずもうかるものとはきまつていない、そのほかの国営事業いすれも、そうであります。そういう場合に、はたしてそのときの財政状況がまかなえるかどうかということも、高い見地から、広い視野から考へなければならぬ問題でありまして、どうて

い私ごときが、ここでお答えする筋合
いではありません。それは先生方が、
ゆつくり資料をもちまして、御検討に
なつてしかるべき問題だと思ひます。

○鈴木強君 値上げを、これから五年
間ぐらい大臣はいいといつてゐるの
ですが、これは、どうでしょう。

○参考人(岡井彌三郎君) それは私
も、もちろん十分な資料をもつて、
二、三年で、すぐだめになるのじやな
いかと申し上げたのではなくて、ただ
いろいろ、郵政審議会の委員であり
ますので、その審議会にも列席して
ゐる、そのときの当局からの説明を
いろいろ聞いておきますと、そういう
感じがする。

具体的に申し上げますと、その当時
の、この審議会の答申案ができました
あとの新しい事実といまして、仲
裁裁定が、従業員からみますと、当然
なことかもしれないが、当局からみ
たら、予想外に大きかつたというよ
うな事。来年もおそらくあるだろうと
いうような事。それから国鉄の集約
輸送の問題もありまして、そのうち
は、いやでもおもうでも航空機をもつ
て、第一種、第二種郵便物は運送せ
ねばならぬだろうという問題も、おそ
らく来
年以降は起つてくるだろうというよ
うな事を、かれこれ想像いたしまし
て、当局は、五年間は大丈夫だとい
つておられるようでありまして、内
心は、はたしてどうだろうかという
事、率直に申し上げたのでありまし
て、何も確たる自信があつて申し上げ
たわけでは決してございせん。

○鈴木強君 私は岡井さんにお尋ね
したことは、参考人として御出席を
いただき、われわれ国会の立場で、いろ

ろ郵政事業をみて参るのであります
が、その審議の参考にした、こうい
うことが趣旨でありますから、具体
的に、やはり会計制度のあり方につ
いて、私は何も一般会計にすぐ移行
せよといふことではなくて、特別会
計の制度は、制度として、今のよう
な赤字に対する公共性からみて、そ
ういふ措置をアメリカでもやつて
ゐるではないか、だから日本で、そ
れがや
り得ないことはないだろう。そして
一般大衆からの負担といふものを押
えていくという方法がいろいろある
といふことで、御質問したのであ
るが、私
は、それだけで十分です。

それから江尻参考人に、ちよつと
尋ねますが、先ほどの公述の中で、
配達料でございますが、配達料のこ
ろについて、二万の販売店がある
ところですが、そのうち月八千円が
手数料としていくわけですね。その
うち六十
円を、今度上がりまして、二円です
から、これをとられてしまふと利益
がなくなる。こういうことをおし
やつた
のですが、片や受益者負担といふ
こと
ですね。配達料は、その辺のあれ
は、どう
でございますか。根本的には、
そういう受益者負担の場合と、配
達料
から販売店が出してやつてゐる
場合
と、二つあるといふことでござい
ま
しょうか。もしあるとすれば、そ
の
パーセンテージは、どのくらいで
ござ
いますか。

○参考人(江尻進君) 原則として受
益
者が配達料を負担しておるわけであ
り
ます。しかし、非常に山村であります
から、集
金などに経費がかかる。馬に
乗
つて集金に、毎月でなくて、二、三

カ月まとめて取りに行くというやう
な
ことになりまして、出先の山で三泊
三泊といふやうにしないと、金が集
ま
らないといふことなんです。それ
か
ら、郵便に頼むために、配達料の
経
費が全然かからないかといふと、そ
う
ではなくて、まず封切を切つて作
る、
その封にあて名を書きはりつける、
切
手をはる。それを郵便局に持つて
い
くといふやうな、いろいろな手数料
が
かかりますから、八十円の手数料
と
いふものは、そういう集金とか、
い
ろいろな経費に充てるためにあ
る
わけでありまして、それを、かり
に
その中から郵便料を払つていく
こ
とになる、むしろマイナスになつ
て
しまふといふことになりまして、
そ
ういふ実情でございます。

○鈴木強君 私は社会党の立場です
か
ら、この案には、全面的に反対の
立
場なんです。ですから、江尻さん
の
おつしやることはよくわかります。
そ
れで、あなたのお話の中にも、後
進
地域と申しますか、非常にへん
び
な場所に住んでゐる人たちも、何
も
これは、好きのんで住んでゐる
わ
けではないのです。国民からみれば、
ど
こにおつても、公平なサービスを
提
供してやらうといふことは原則
で
すから、そういう立場に立つて、
安
い料金を設定してもいい、こ
う
いふ御意見だと思ひます。私も
同
意です。

そこで、料金の設定について、安
い
料金といふことをおつしやつた
の
です。具体的に、どういふふう
に
したらいいとお考えですか。何か
御
意見ございしますか。

○参考人(江尻進君) これは、全
く
し
ろうとでございますから、私の純
然
たる個人の意見として、新聞協
会
には何ら関係ない意見として、お
聞
き願ひたいと思ひますが、原価主
義
とか、独立採算、まことにけつ
こ
うなんです。が、日本の公共事業
に
独立採算制をしいた時期といふ
の
が、戦後の非常に経済的混乱を
し
た、困窮をした特殊な状況のも
と
において行なわれたのであり
ま
すから、施設その他も、独立採
算
をやるにふさわしい施設を持た
ず
に始まつた。だからあとになって、
そ
れを非常に改善しなければならぬ
と
いふ事があると思ひます。普通の
株
式会社、このときに郵便会社とい
ふ
ものを建てたとしたら、りっぱな
施
設をしてから、初めてやるわけ
で
ありますから、後に施設を改善す
る
ために、負担を上げなければならぬ
と
いふやうな事、商品価格を上げ
な
ければならぬといふやうな事、
さ
ういふ事、すぐに起こるわけ
で
ないか。かりにそういう事にな
る
らうとしても、増資をするとか、
あ
るいは借入金をやるといふやうな
方
法でまかなつて、そして長く商品
の
価格の中に、それを繰り入れて
い
くといふのが、当然な経営の方法
だ
と思ひます。それから、突如として
独
立採算、あるいは受益者負担だ
か
らといつて、そのときの受益者
に
、全的に負担させるといふこと
に
なると、公共性といふものは、
一
体どこにあるかといふことにな
り
ます。

○鈴木強君 それがいよいよ、新聞
経
営の面で、あなたもおつしやつ
て
ゐるわけですね。いろいろな考
え
方があるでしようけれども、私は、
そ
ういふ立場から、進んで検討が
あ
つてしかるべきではないか、こ
う
いふ私見を持つてゐるわけ
で
す。

○鈴木強君 それがいよいよ、新聞
経
営の面で、あなたもおつしやつ
て
ゐるわけですね。いろいろな考
え
方があるでしようけれども、私は、
そ
ういふ立場から、進んで検討が
あ
つてしかるべきではないか、こ
う
いふ私見を持つてゐるわけ
で
す。

うな、一つの悩みはあると思ひ
ま
す。ですから、ときには配達料
と
いふものを、八十円の中から、
多
少サービス的に出してやることも
な
きにしても、それは、新聞経営
上
の問題として、一つの問題にな
つ
てゐる。しかし一面をうけて
あ
つても、受益者負担といふこと
に
重きをおいて、受益者負担の軽
減
をはかるといふことが、相当部
分
を占めてゐると思ひます。あなた
の
御意見の中で、そういうへん
び
なところに住んでゐる人たちが、
料
金値上げによつて、たとへば六十
円
でも負担が多くなつていくとい
ふ
ことは忍びないといふ、こ
う
いふところにウエートがある
と
思ひます。

そこで、あなたも言われてゐるよ
う
に、政策的にやはり考へてもら
い
たいといふことになるわけですね。
従
つて、この一面、郵政省の現実
を
みますと、非常に山間僻地の
と
ころで、まあ三戸から三戸の部
落
がございまして、私、山梨県
で
すが、非常に山の上で、私の生
ま
れたところも、山の上なんです
が、
やはりその新聞を配達して
も
らう人たちの立場を考へますと、
八
町も山へ登つて来て、安い料金
で
持つてくるといふことですから、
採
算を考へてくると、非常に気の毒
だ
と思ひます。しかしまた一面
さ
らにそこへ配達人を派遣したら、
販
売店の方が非常に困難になる。
こ
ういふ問題もあると思ひます。
こ
れは経営の本質から、多少論議
が
あると思ひます。ですから私は、
江
尻さんのおつしやるように、政
策
的に、ここの問題については検
討
を加えて、善処してもらひたい
点
はよくわかる。ですから

ら、この程度の問題については、やはり受益者に加重をさせるより、政府が政策的に新聞の料金については考えて、安いものを設定する。そのかわり、ある程度の国から補助といいますが、そういうものでも出して、そこらの人たちを、皆でかばってやるといふうな、そういうお考えでございませうか。そうしませんが、やはりその郵政事業の現実からみると、われわれもずいぶん検討しているのです、合理化できる点は、できるだけ合理化するようにしているのですが、とにかく採算がとれない。公共性というものと採算性というものが、バランスがとれない。これは国鉄の場合も同じなんです。そういう場合に、だからと言って、すぐ大衆に転嫁するということ、これはもういけないことだということ、反対するわけですが、しかし、その出ている赤字をどういふふうに克服していくかということが悩みなんですね。

そういう立場からわれわれも経営の合理化をなお一そうやっていたら、健全な経営をやっていたら、同時に、一面には、そういう政策的な面も取り入れてやるのが、この郵政事業の場合とか、国鉄の場合には、特に必要ではないかという気が強くなっているのです。ですから私は、幾らになるかよくわかりませんが、七十万だから計算してみればわかると思うのですが、その程度の料金は、これこそ政策的にやはり国がめんどうを見に行くという方向でやったらどうかという気持を持っていくわけなんです。だから、そういうふうなことは、具体的にどうでございませうね。江尻さん。

○参考人(江尻進君) 先ほど申しましたように、これは純然たる私の個人的な見解でございしますが、独立採算制度というものは、原則としてはこういう事業に当然とるべき制度と考えますが、先ほど申したように特殊な事態のもとに作られた独立採算の事業でありますから、現在の段階では、それを原則通り維持することが困難ではないか。それでありながら一般会計から、あるいは一般会計という言葉が適当でないかもしれませんが、何らかの方法で国家的な援助を得て、それがほんとうの意味で独立採算が実施できるような発展をしたときに、初めて独立採算制を実施したらいかかと、こういうふうなふうに私個人は考えております。

○委員長(鈴木泰一君) 以上をもつて、参考人に対する御質疑は終了いたしました。

参考人の方々に、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中をお出向き願ひまして、当委員会のために、長時間にわたり御高説を拝聴できましたことをありがたく感謝いたします。本委員会といたしまして、本案の審議の上に非常な参考になったことと存じております。委員一同を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時三分散会

昭和三十六年五月十六日印刷

昭和三十六年五月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局